

建管 ー 2964
平成17年3月31日

各 部 局 長
秋田県公営企業管理者
秋 田 県 教 育 長
秋 田 県 警 察 本 部 長
各 地 域 振 興 局 長
建 設 交 通 部 各 課 長
様

秋田県建設交通部長

低入札価格調査制度調査対象工事における受注者側技術者の
増員配置の取扱いについて（通知）

このことについて、県発注工事の適正な施工の確保を図るため、平成17年6月1日以降に入札公告等を行う工事について、次により取り扱うこととしましたので、本取扱いの対象となる工事を発注するに当たっては、入札参加者への周知等に遺漏のないようお願いします。

なお、各部局長にあつては、関係各課所に周知してください。

1 技術者の増員配置を求める工事

監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置が義務付けられている県発注工事のうち、秋田県低入札価格調査取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく低入札価格調査を経て落札した者と契約を締結する工事であること。

2 増員配置の内容及び技術者の要件

上記1に該当する工事にあつては、当該工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす技術者1名を、監理技術者等とは別に専任で配置させるものとする。

3 増員配置される技術者の職務等

増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

なお、専任配置すべき期間、雇用関係の確認等については、「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」（平成16年3月31日付け建管ー3097本職通知）に準じて取り扱うものとする。

4 入札参加者への周知等

本取扱いの対象となる工事（低入札価格調査制度を適用する工事であつて専任の監理技術者の配置を求めるもの）を発注するに当たっては、入札公告及び入札説明書において、上記1に該当する場合に技術者の増員配置を求める旨を明らかにするものとする（具体的な記載内容に

については別添記載例を参照のこと)。

なお、本取扱いについては、共通仕様書にも記載する予定であること。

5 実施時期

この取扱いは、平成17年6月1日以降に入札公告（公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札に付す工事にあつては入札参加者の公募）を行う工事について適用する。

(平成18年2月28日建管－2346 一部改正 (平成18年3月20日から施行))

(平成19年3月29日建管－2423 一部改正 (平成19年4月1日から施行))

(平成19年9月27日建管－1394 一部改正 (平成19年10月1日から施行))

(別添)

1 一般競争入札の入札公告の記載例

(「その他」の項目として追加すること)

監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査における調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者等とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任配置を求めることがある(入札説明書参照)。

2 一般競争入札の入札説明書又は条件付き一般競争入札の入札公告の記載例

(「その他」の項目として追加すること)

監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査における調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件(工事経歴に関する要件を除く。)を満たす者1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。